

葛飾区公共工事の前金払取扱要綱

改正
昭和 49 年 5 月 30 日 区長決裁
昭和 55 年 5 月 22 日 区長決裁
平成 7 年 9 月 29 日 区長決裁
平成 10 年 5 月 29 日 10 葛総経第 96 号
平成 14 年 9 月 30 日 14 葛総経第 214 号
平成 20 年 3 月 28 日 19 葛総契第 272 号
平成 24 年 6 月 28 日 24 葛総契第 206 号
令和 6 年 3 月 6 日 5 葛総契第 836 号

(通則)

第 1 条 葛飾区契約事務規則（昭和 39 年葛飾区規則第 7 号。以下「規則」という。）第 51 条に規定する工事等（以下「工事等」という。）の前金払に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(前金払の率)

第 2 条 規則第 51 条第 1 項に規定する前金払の率は、土木工事、建築工事及び設備工事（以下これらを「工事」という。）については契約金額の 4 割とし、工事に係る設計、調査及び測量（以下「設計等」という。）については契約金額の 3 割とする。

(前金払の制限)

第 3 条 工事等のうち、次に掲げるものについては、前金払の対象としない。ただし、葛飾区長（以下「区長」という。）が特に必要と認める場合は、前払金の全部又は一部を支払うことができる。

- (1) 契約金額が 100 万円未満の工事等
- (2) 工期が 40 日未満の工事等
- (3) 支給材料を支給する工事等で契約金額（落札金額）に支給材の額を加えた額の 3 割以上の材料を支給するもの

2 前項各号に定める場合のほか、区長が予算執行上の都合その他やむを得ない理由があると認めるとき、又は前金払の必要がないと認めるときは、前払金の全部又は一部を支払わないことができる。

(前払金の端数整理)

第 4 条 前払金に 10 万円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(前金払の対象及び率等の明示)

第5条 前金払の対象とされる工事等及び前金払の率等については、入札条件又は見積条件として、あらかじめ入札参加者等に対してこれを明示するものとする。

(前金払に関する特約事項)

第6条 前払金を支払う工事等の請負契約には、次に掲げる事項を前金払に関する特約として付するものとする。ただし、部分払を要しない工事等については、第5号に掲げる事項を除く。

- (1) 所定の金額を限度として前払金を支払うこと。
- (2) 前払金の請求手続に関すること。
- (3) 契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還に関すること。
- (4) 保証契約の変更にに関すること。
- (5) 前払金を支払った場合における部分払の限度額に関すること。
- (6) 前払金の用途制限に関すること。
- (7) 保証契約が解約された場合等における前払金の返還に関すること。

(前払金の請求手続)

第7条 前払金の請求は、契約締結後、契約の相手方が保証事業会社と保証契約を締結し、その保証証書を区に提出させた上で行わせるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事等の着手時期を別に指定する場合その他区長が必要と認める場合は、その請求時期を別に定めることができる。
- 3 前払金の請求を受けたときは、遅滞なくこれを支払うものとする。

(契約金額の変更に伴う前払金の追加払又は返還)

第8条 規則第51条第2項の規定により前払金を追加払し、又は返還させる前払金の額は、変更後の契約金額に第2条に規定する率等を適用して算出した前払金額(10万円未満の端数金額は、切り捨てる。)と既に支払済の前払金額との差額とする。

- 2 前項の規定により、前払金を追加払する場合においても、前払金の合計金額は、規則第51条第1項第2号に規定する限度額を超えることができないものとする。
- 3 規則第51条第2項の規定により前払金を追加払するときは、当該契約変更の日以降、次条の規定により、保証契約変更後の保証証書を区に提出させた上で、契約の相手方の請求により行うものとする。
- 4 規則第51条第2項の規定により前払金を返還させるときは、当該契約変更の日から区長が指定する日までに返還させるものとする。この場合において、契約の相手方が返還期限までに当該前払金を返還しないときは、返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、未返還額に財務省告示(政府契約の支

払遅延に対する遅延利息の率を定める告示) で定められた率 (年当たりの割合は、閏 (じゅん) 年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。) で計算した額 (100 円未満の端数金額があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) を遅延利息として徴収するものとする。

- 5 規則第 51 条第 2 項に規定する場合において、当該工事等の契約変更の日から履行期限までの日数が 30 日未満のとき、その他区長が必要ないと認めるときは、前払金を追加せず、又は返還させないことができる。

(保証契約の変更)

第 9 条 規則第 51 条第 2 項の規定により前払金の追加払をしようとするときは、契約の相手方に保証契約を変更させ、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

- 2 既定の工期が延長された場合、区が保証契約を変更させる必要がないと認めるときを除き、前項と同様とする。

- 3 規則第 51 条第 2 項の規定により前払金を返還させる場合及び既定の工期が短縮された場合において、契約の相手方が保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を区に提出させるものとする。

(前払金を支払った場合の部分払の限度額)

第 10 条 前払金を支払った工事等について部分払をするときは、規則第 52 条第 2 項の規定に基づき次により計算して得た額を支払うものとする。

$$\text{部分払金額} = \text{既済部分の代価} \times \frac{9}{10} - \text{前払金額} \times \frac{\text{既済部分の代価}}{\text{契約金額}}$$

(前払金の使途制限)

第 11 条 前払金は、当該前払金に係る工事等に必要な経費以外の支払に充ててはならないものとする。

(保証契約が解約された場合等における前払金の返還)

第 12 条 規則第 51 条第 3 項の規定により前払金を返還させる場合において、当該工事等の既済部分があるときは、既に支払った前払金の額からその既済部分の対価に相当する額を差し引いた額を返還させるものとする。

- 2 規則第 51 条第 3 項第 1 号又は第 3 号の規定により前払金を返還させる場合には、前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務省告示 (政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示) で定められた率 (年当たりの割合は、閏 (じゅん) 年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。) で計算した額 (100 円未満の端数金額があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) を利息として

徴収するものとする。

- 3 規則第 51 条第 3 項第 2 号の規定により前払金を返還させる場合には、区長が指定する日の翌日から返還の日までの日数に応じ、当該返還額に財務省告示（政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める告示）で定められた率（年当たりの割合は、閏（じゅん）年の日を含む期間についても 365 日の割合とする。）で計算した額（100 円未満の端数金額があるとき又は 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を利息として徴収するものとする。

（2 年度以上にわたる工事等の前金払）

第 13 条 2 年度以上にわたる工事等であっても、前金払の率は、第 2 条で規定する率とする。この場合において、既に支払った前払金の額が年度末における当該工事等の既済部分に対応する額を超えるときは、当該超過額は支払済額として整理するものとする。

- 2 前項後段の定めは、事故繰越その他により次年度に繰り越しされる工事等に係る前払金についても準用する。

（債務負担行為を伴う工事等の特例）

第 14 条 債務負担行為を伴う工事等であるため、第 3 条第 2 項の規定により前払金の全部又は一部を支払うことができなかつた場合において、区長が必要と認めるときは、翌年度開始後に前払金を支払うことができるものとする。

付 則（昭和 49 年 5 月 30 日区長決裁）

付 則（昭和 55 年 5 月 22 日区長決裁）

付 則（平成 7 年 9 月 29 日区長決裁）

付 則（平成 10 年 5 月 29 日 10 葛総経第 96 号）

この要綱は、平成 10 年 6 月 1 日から施行する。

付 則（平成 14 年 9 月 30 日 14 葛総経第 214 号）

この要綱は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

付 則（平成 20 年 3 月 28 日 19 葛総契第 272 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

付 則（平成 24 年 6 月 28 日 24 葛総契第 206 号）

この要綱は、平成 24 年 7 月 1 日から施行し、同日以降に締結される工事請負契約について適用する。

付 則（令和 6 年 3 月 6 日 5 葛総契第 836 号）

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 8 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日以後に締結した契約について

適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。